

< 旅行キャンセル費用補償保険 重要事項説明書 >

意向確認

「意向確認」はご契約に際し、保険商品および補償内容がお客様のご希望に沿った内容であること、また、お申し込みをいただくうえで、重要な事項について正しく加入依頼書にご記入いただいたことを確認していただくものです。

この保険(旅行キャンセル費用補償保険)は、日本国内を発着地とする旅行関連サービスを取りやめたこと等により生じる旅行キャンセル費用を補償する保険です。

保険の対象となる旅行関連商品のキャンセル規定等をご確認のうえ、この保険の補償内容がお客様のご希望どおりとなっているか以下の①～③の内容をご確認ください。ご希望に沿わない部分があれば、代理店または当社までお申し出ください。

①旅行先、保険(旅行)期間等について、お客様のご希望どおりとなっているかご確認ください。

②加入依頼書に記載された被保険者等の情報がすべて正しいかご確認ください。

③この保険商品の補償内容、保険金額、保険料について、お客様のご希望どおりとなっているかご確認ください。

1. 契約概要について

「契約概要について」は、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認ください大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずご一読いただき、内容を十分に確認の上、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。

お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけていますので、必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

- ◆ この保険は、保険金をお支払いする場合に該当することにより、企画旅行等参加予定者が、旅行関連サービスについて旅行最初の搭乗を中止した場合にかかる旅行キャンセル費用を保険金としてお支払いする保険です。海外旅行保険や国内旅行傷害保険ではありませんのでご注意ください。

2. 保険金をお支払いする主な場合

- ◆ 次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合に、保険金をお支払いいたします。

① 旅行予定者または旅行予定者のパートナーもしくは2親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合

② 旅行予定者の3親等の親族が旅行最初の搭乗日から遡って7日以内(搭乗日当日を含む)に、死亡した場合または危篤になった場合

③ 旅行予定者が次のいずれかに該当する場合

ア. 医師の治療を受け、医師による旅行中止の指示があった場合

イ. 指定感染症等(注)にかかったことにより医師の判断で宿泊療養または自宅療養を余儀なくされた場合

(注)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症をいいます。以下この書面において同様です。

ウ. 国、地方公共団体または医師により指定感染症等にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合

④ 旅行予定者のパートナーまたは1親等の親族が旅行最初の搭乗日当日に入院中であつた場合において、旅行予定者による看護・介護が必要となった場合

⑤ 旅行予定者のパートナーまたは同居の1親等の親族が旅行最初の搭乗日の前後1日以内に通院した場合において、被保険者による看護・介護が必要となったとき。

⑥ 火災・風災・水災等により旅行予定者の居住する住居またはその住居内の家財に100万円以上の損害が生じた場合

⑦ 旅行予定者が次のいずれかに該当する場合

ア. 裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所へ出頭する場合

イ. 裁判員または補充裁判員に選任され、裁判所へ出廷する場合

⑧ 旅行予定者が旅行最初の搭乗を開始する空港、駅等へ向かう途中で、下記に該当する事由が発生した場合

・旅行予定者が利用する交通機関のうち、運航時刻が定められているものに運休、欠航または1時間を超える遅延の発生

⑨ 旅行関連サービスの目的地で発生した天候不良または自然災害により、その地域に対して避難の指示等が出された場合

⑩ 旅行予定者が飼育している犬または猫が次のいずれかの事由に該当した場合

ア. 傷病により死亡した場合または危篤になった場合

イ. 傷病により獣医師の診療を受け動物病院で手術を受けた場合またはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ◆ ★次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合には、保険金をお支払いいたしません。

① 旅行予定者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 旅行予定者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波上記のほか、旅行関連サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた損害については保険金をお支払いいたしません。

4. 保険責任期間

- ◆ 当社の保険責任は、保険契約者が被保険者から保険料および加入依頼書を受領した日の翌日の午前0時に始まり、旅行最初の搭乗前に終わります。ただし、保険契約者が保険料を負担する場合の当社の保険責任は、保険契約者が加入依頼書を受領した日の翌日の午前0時に始まり、旅行最初の搭乗前に終わるものとします。

- ◆ ★2.(保険金をお支払いする主な場合)①から⑩に規定する事由が上記の保険責任開始時刻前に生じた場合には、保険金を支払いません。

5. 保険金額について

- ◆ この保険は旅行キャンセル費用(取消料、違約料)として旅行会社等から払い戻しを受けられない費用が保険金の支払額となります。なお、保険金の支払限度額は旅行代金(加入依頼書に記載の金額)となります。

6. 保険料のお支払いについて

- ◆ この保険の保険料は一括払にて、企画旅行等をお申込みの旅行者等(保険契約者)にお支払いいただきます。

7. 保険契約者について

- ◆ 保険契約者は旅行者等のうち、被保険者から企画旅行等の旅行代金が支払われる者で、本保険契約(包括契約)を締結した者をいいます。

8. 被保険者について

- ◆ 旅行者等に対して旅行代金を支払い、当社と保険契約者との間で締結された契約に従い、保険加入手続きを行った者をいいます。

9. 保険料の決定の仕組み

- ◆ 保険料は、被保険者が旅行者等に支払う旅行代金の金額によって決定されますので、保険加入手続きの際にご確認ください。

- ◆ ★被保険者に同行する旅行予定者の全員が加入する必要があります。ただし、同一旅行で同時に加入できる人数は被保険者本人を含めて10人を限度とし、合計保険金額(旅行代金)は

300万円を限度とします。

10. 特約に関する事項(下記の特約が自動付帯されます)

◆ 包括契約に関する特約

11. 事故が発生した場合のお手続き

◆ この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく保険契約者に連絡するとともに、保険契約者は速やかに当社に通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

◆ 保険金請求は被保険者のみが行えます。被保険者以外の旅行予定者からの保険金請求手続は承れませんのでご注意ください。

12. 配当金・満期保険金に関する事項

◆ この保険には契約者配当金、満期保険金はありません。

13. 解約返戻金に関する事項

◆ 被保険者がご加入の補償を解約される場合は、解約請求書の提出が必要です。保険契約者までご連絡ください。なお、解約返戻金は、旅行最初の搭乗日までの日数が14日を超える場合は保険料全額、旅行最初の搭乗日までの日数が14日以下の場合には0円となります。

2. 注意喚起情報について

「注意喚起情報について」には、ご加入に際して、お客様にとって不利益になる事項や、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、契約をお申し込みください。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては当社までご照会ください。お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけていますので、必ずご確認ください。

1. クーリング・オフ(契約申込の撤回)

契約者が、保険契約の申込日(申込書類の提出日)または本書面を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵送の場合は郵便の消印日で判定)に当社宛に書面または電磁的記録によりお申し出いただくことにより、保険契約のお申込みの撤回ができます。契約お申込みの撤回があった場合には、お支払いいただいた金額は、全額お返しします。尚、ご契約者が法人の場合、契約申込みの撤回はできません。

なお、被保険者の補償期間は1年以下であるため、被保険者がご加入後に加入の撤回または加入の解除(クーリング・オフ)を行うことはできません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

★ 3. 契約概要について に記載の

保険金をお支払いできない主な場合

をご確認ください。

3. 保険金の削減支払

★ 巨大災害等の発生により、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

4. 他の保険契約等がある場合の保険金支払額

他の保険契約等がある場合で、他の保険契約等から保険金が支払われていない場合には、この保険の支払責任額をお支払いします。

★ 他の保険契約等がある場合で、他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、支払限度額から他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険の支払責任額を限度とします。

5. 通知義務

★ 被保険者がこの保険にご加入後に次の事項が発生した場合には被保険者は遅滞なく保険契約者に連絡するとともに、保険契約者は速や

かに当社に通知ください。

①被保険者の住所または連絡先(加入依頼書に記載の電話番号等)を変更した場合

②旅行予定者の人数が変更になった場合

③旅行予定者に変更があった場合

④旅行関連サービスの内容に変更があった場合

6. 契約者保護機構について

★ この保険は少額短期保険制度であり、保険契約者保護機構制度の対象外のため、保険契約の移転等における資金援助および保険金等のお支払いに係る資金援助はありません。よって、当社が破綻した場合等には、保険金等のお支払いが制限されることがあります。

7. 個人情報の保護に関して

当社では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心掛けております。加入依頼書にご記入いただいた個人情報は、ご契約のお引受け、ご継続や維持管理、保険金等のお支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。

8. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/general/about/syukai.html>)をご参照ください。

9. 少額短期保険業者について

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

①保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)となります。

(旅行キャンセル費用補償保険の補償期間は最長1年です。)

②1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。

(旅行キャンセル費用補償保険の1被保険者あたりの引受可能な保険金額300万円が限度です。)

③1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

10. 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF 八丁堀ビルディング 2

階 Tel. 0120-82-1144 Fax. 03-3297-0755

受付時間 9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00

受付日 月曜日から金曜日

(祝日および年末年始休業期間を除く)

≪引受少額短期保険会社≫

アスモ少額短期保険株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-28-6

いちご西参道ビル 5階

TEL 0120-53-2610 FAX 03-6300-6243

受付時間 平日 10:00~17:00(土日祭日、年末年始を除く)